

- ◎新潟県訓令第10号
- ◎新潟県教育委員会訓令第2号
- ◎新潟県警察本部訓令第11号

本 庁  
地 域 機 関  
教 育 庁 本 庁  
教 育 庁 出 先 機 関  
県 立 学 校  
警 察 本 部  
警 察 署

新潟県青少年総合対策本部設置規程（昭和39年3月新潟県訓令第4号、昭和39年3月新潟県教育長訓令第4号、昭和39年3月新潟県警察本部訓令第5号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から実施する。

平成25年3月29日

新 潟 県 知 事 泉 田 裕 彦  
新潟県教育委員会委員長 栗 田 修 行  
新潟県警察本部長 砂 川 俊 哉

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<b>別表第2（第4条関係）</b> 国際課長 <u>大学・私学振興課長</u> 県民生活課長 福祉保健課長 医務薬事課長 健康対策課長 生 活衛生課長 障害福祉課長 児童家庭課長 労政 雇用課長 職業能力開発課長 経営普及課長 林 政課長 <u>都市整備課長</u> 義務教育課長 高等学校 教育課長 生涯学習推進課長 文化行政課長 保 健体育課長 少年課長	<b>別表第2（第4条関係）</b> 国際課長 <u>文書私学課長</u> 県民生活課長 福祉保 健課長 医務薬事課長 健康対策課長 生活衛生 課長 障害福祉課長 児童家庭課長 労政雇用課 長 職業能力開発課長 経営普及課長 林政課長 <u>都市政策課長</u> 義務教育課長 高等学校教育課 長 生涯学習推進課長 文化行政課長 保健体育 課長 少年課長